

2那監第 1139号  
令和2年11月10日

那珂川市長 武末茂喜様  
那珂川市教育委員会教育長 安川正郷様  
那珂川市議会議長 高原隆則様

那珂川市監査委員 村山 洋一  
那珂川市監査委員 上野 彰

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の種類

財務監査（定期監査）

##### 2 監査の対象

教育部

教育総務課 学校教育課 教育指導室 社会教育課 文化振興課  
運動公園整備推進室

##### 3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び一般事務

##### 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

## 5 監査の実施日

令和2年10月14日(水)	教育総務課	学校教育課	教育指導室
令和2年10月15日(木)	社会教育課	文化振興課	運動公園整備推進室

## 6 監査の実施内容

事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

## 7 提出資料

### (1) 共通事項

- ・事務分担表
- ・備品発注伺及び備品登録報告書
- ・旅行命令書及び旅行命令簿

### (2) 個別事項

- ・教育総務課
  - 樹木消毒業務委託
  - 那珂川市学校給食会負担金
- ・学校教育課
  - 学校ICT支援員配置業務委託
  - 花いっぱい運動補助金
  - 学校運営協議会委員謝金
- ・教育指導室
  - 中学校民間教育団体活用スペシャル講座事業業務委託
  - リアテンドント活用学力育成事業業務委託
- ・社会教育課
  - 水泳競技大会補助金
  - 健康スポーツフェスタ補助金
  - 走ろう大会補助金
  - 地域学校協働活動運営業務委託
  - 放課後子供教室運営業務委託「Enjoy CoCo!」
  - 放課後子供教室運営業務委託「たんぽぽアンビシャス広場」
  - 学校週5日制指導員業務委託
  - 西畑運動公園管理業務委託
- ・文化振興課
  - 那珂川市民文化祭補助金
  - 裂田溝ライトアップ事業補助金

- 九州シティフィルハーモニー室内合奏団補助金  
ミリカローデン那珂川管理及び運營業務に関する年度協定  
・運動公園整備推進室  
総合運動公園PPPアドバイザー業務委託

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ適切な措置を講じられたい。

### 1 契約変更伺における専決事項について

- (1) 学校ICT支援員配置業務委託（学校教育課）
- (2) 中学校民間教育団体活用スペシャル講座事業業務委託（教育指導室）
- (3) リアテンド活用学力育成事業業務委託（教育指導室）

那珂川市事務決裁規程及び教育委員会事務決裁規程において、「委託業務等の契約を伴う事業についての決裁区分は支出負担行為の区分による。」と規定されている。

上記業務においては、業務委託伺及び契約締結伺等は事務決裁規程に基づき、(1)は副市長決裁、(2)は市長決裁、(3)は教育長決裁で適正に処理されているが、業務委託変更伺は権限がない課長決裁で変更契約が行われている。

専決事項について、権限が与えられていない者の決裁によって、変更契約が行われたことは大きな問題であり、事務決裁規程に基づく、適正な事務処理を行われたい。

### 2 市主催行事における補助金交付のあり方について

#### (1) スポーツ行事（社会教育課）

##### ①水泳競技大会補助金

主催：那珂川市・市教育委員会・市体育協会

主管：水泳競技大会実行委員会

##### ②健康スポーツフェスタ補助金

主催：那珂川市・市教育委員会・市体育協会

主管：健康スポーツフェスタ実行委員会

##### ③走ろう大会補助金

主催：那珂川市・市教育委員会・市体育協会

主管：走ろう大会実行委員会

## (2) 文化行事（文化振興課）

### ①那珂川市民文化祭

主催：那珂川市・市教育委員会・市文化協会・市教育文化振興財団

主管：市民文化祭実行委員会（主催者含む協力団体）

### ②裂田溝ライトアップ事業

主催：裂田溝ライトアップ実行委員会（那珂川市・市教育委員会・市教育文化振興財団 他）

### ③九州シティフィルハーモニー室内合奏団定期演奏会

主催：那珂川市・市教育文化振興財団・九州シティフィルハーモニー室内合奏団

\*九州シティフィルハーモニー室内合奏団には、定期演奏会を含む演奏活動に対し、出演料として団体補助金を交付。

補助金とは地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公営上の必要性を認めた場合に支出するものである。

本市においては、市が行うべき事業（市主催事業）を団体もしくは実行委員会に補助金を交付して実施している場合が少なくないが、市の主催であれば報償費、委託料あるいは負担金といった支出科目が適当である。

上記（1）のスポーツ行事については、補助事業ではなく、委託事業として実施する方法を検討されたい。

（2）の文化行事については、①は補助事業ではなく、委託事業として実施する方法を検討されたい。

②は実行委員会が主催者であるので、負担金として支出する方法を検討されたい。

③は、主催者である市が、共に主催者である九州シティフィルハーモニー室内合奏団に、補助金を交付して実施する事は不適當であり、役務の提供に対する報償費として支出する方法を検討されたい。

## 3 契約保証金の減免について

契約保証金を免除できる場合が、市契約規則第34条第1項に規定されている。

地域学校協働活動運營業務委託他4業務が、第7号「随意契約による場合で、契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。」を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、同号は業者の信頼性ではなく、その業務自体が納付させる必要がない場合の条項であり、同号の事由を適用して契約保証金を減免することは不適切であり、適正な事務処理を行われたい。

#### 4 総合運動公園PPPアドバイザー業務委託の変更契約について

(運動公園整備推進室)

本契約において、消費税の改定を理由に変更契約しているが、契約金額は変更せず、第16条(発注者の債務負担行為に基づく契約の特則)の各年度の支払い限度額のみしか変更していないのは、変更契約書の不備である。

本件は、市業務委託等の実施に関する事務処理要綱第33条に基づき、契約内容変更要求書において契約変更請書の提出(様式第41号)を求めたが、任意の変更契約書の様式で締結した為、不備が生じたものである。

業務委託契約にあたっては、市契約規則及び業務委託等の実施に関する事務処理要綱に則り、規定の様式を使用し、適正な事務処理を行われたい。